二　連結事業年度に該当する特例事業年度（四年旧措置法第六十六条の十一の四第一項第一号に規定する特例事業年度をいう。以下この号及び次号において同じ。）において生じた同条第三項第二号に規定する連結欠損金個別帰属額で附則第二十条第一項の規定により当該認定事業適応法人の四年新措置法第二条第二項第二十一号に規定する欠損金額とみなされた金額（次に掲げるものを除く。）を当該特例事業年度に係る四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第一号に規定する欠損金額とみなす。

イ　旧法人税法第五十七条第四項若しくは第五項又は新法人税法第五十七条第四項から第六項まで、第八項若しくは第九項の規定によりないものとされたもの

ロ　旧法人税法第五十七条の二第一項の規定により旧法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

ハ　新法人税法第五十七条の二第一項の規定により新法人税法第五十七条第一項の規定を適用しないものとされたもの

三　当該適用事業年度（四年新措置法第六十六条の十一の四第一項に規定する適用事業年度をいう。）開始の日前に開始した連結事業年度で四年旧措置法第六十八条の九十六の二第一項の規定の適用を受けた連結事業年度における各特例事業年度において生じた四年旧措置法第二条第二項第二十二号の三に規定する連結欠損金額に係る四年旧措置法第六十八条の九十六の二第二項に規定する超過控除対象額及び個別超過控除対象額の合計額のうち四年新措置法第六十六条の十一の四第二項第二号イに規定する投資の額に対応する部分の金額として政令で定める金額を同号ロに掲げる金額に加算する。

３　前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附則第百三十六条第十四項を削り、同条第十三項中「第十七条の二第三項」を「第十七条の二第二項及び第三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「第十七条の二第四項第三号」を「第十七条の二第四項」に、「同号に」を「同項に」に、「同号の」を「四年新震災特例法第十七条の二第四項の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十七条の二第四項第三号」を「第十七条の二第四項」に、「同号」を「同項」に、「第二条第三項第十二号」を「第二条第三項第七号」に、「同項第十三号」を「同項第八号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第四項第三号」を「同条第四項」に、「同号」を「同項」に、「連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号」を「連結事業年度（四年旧震災特例法第二条第三項第五号」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第六号に規定する」を削り、「（以下この条において「確定申告書」という。）の提出（四年旧震災特例法第二条第三項第十一号」を「の提出（同号」に、「同項第十二号」を「同項第七号」に、「同項第十三号」を「同項第八号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する法人の同項に規定する震災関連原状回復費用を支出した事業年度が平成三十年四月一日前に開始した事業年度である場合（当該震災関連原状回復費用に係る同項に規定する事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに当該震災関連原状回復費用を支出した場合で、かつ、当該支出した事業年度の四年旧震災特例法第二条第三項第六号に規定する確定申告書（以下この条において「確定申告書」という。）、同項第十号に規定する修正申告書又は同項第十一号に規定する更正請求書に附則第二十二条第三項に規定する書類の添付がある場合に限る。）には、令和四年四月一日以後に開始する事業年度については、当該支出した事業年度において生じた四年旧震災特例法第十五条第一項に規定する欠損金額のうち、同項に規定する合計額に達するまでの金額は、附則第二十二条第三項に規定する災害損失欠損金額に該当するものとみなして、同項の規定を適用する。

附則第百三十六条第十九項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号」を「四年新震災特例法第二条第三項第十号」に、「第二十五条の二の二第一項」を「第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項」に、「第二十六条の二第一項」を「第二十六条の二第一項、第二十六条の二の二第一項」に改め、同条第二十項中「第二十五条の二の二第一項」を「第二十五条の二第一項、第二十五条の二の二第一項」に、「第二十六条の二第一項」を「第二十五条の五第一項、第二十六条第一項、第二十六条の二第一項」に改める。

附則第百四十八条の次に次の一条を加える。

（令和三年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第百四十八条の二　所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

附則第五十条第八項中「同条第三項中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二項第十九号に規定する連結事業年度をいう。）」と、」を加え、「とあるのは」を「とあるのは、」に改める。

附則第九十五条第一項中「新震災特例法第二条第三項第十二号」を「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第十号」に改める。

附則第百条第二項第二号中「第四十二条の四第十九項第七号」を「第四十二条の四第十九項第七号」に改める。

附則第百二条中「同条第二項中」の下に「「連結事業年度」とあるのは「連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二条第三項第五号に規定する連結事業年度をいう。）」と、」を加える。

附則第百五十三条のうち貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第三十七条第七項第六号を同項第四号とする改正規定中「同項第六号」の下に「中「第二条第二項第二十七号」を「第二条第二項第二十八号」に改め、同号」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第七条中租税特別措置法第六十六条の五の二の改正規定及び同法第六十八条の八十九の二の改正規定並びに附則第五十五条及び第七十一条の規定　令和三年三月三十一日

二　第七条中租税特別措置法第九十条の十第二項の改正規定、同法第九十条の十二の改正規定（同条第一項第三号に係る部分、同項第四号イ(2)に係る部分（「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加える部分に限る。）、同項第六号イに係る部分及び同条第五項に係る部分（「の記載事項」を「に記録された事項」に改める部分に限る。）を除く。）及び同法第九十条の十四（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第八十一条の規定　令和三年十月一日

三　第五条中国税通則法第七十四条の二に一項を加える改正規定及び附則第十三条の規定　令和三年七月一日

四　第七条中租税特別措置法第八十八条の二第一項の改正規定（「一万三千五百円」を「一万四千五百円」に改める部分に限る。）並びに附則第七十九条及び第百二十四条の規定　令和三年十月一日

五　次に掲げる規定　令和四年一月一日

イ　第一条の規定（同条中所得税法第九条の改正規定、同法第十条の改正規定、同法第十一条の改正規定、同法第四十五条第一項の改正規定、同法第七十八条第二項第三号の改正規定、同法第百九十六条第一項の改正規定、同法第百九十八条の改正規定、同法第二百三条の六の改正規定を除く。）及び同法第二百三条の六の改正規定（同条第一項第二号及び第四号に係る部分を除く。）並